

■近隣市町の緑地の確保目標量について

別添資料2

「緑の基本計画」の目標量比較表

計画名 策定年度	東大和市緑の基本計画			武蔵村山第2次みどりの基本計画		東村山市みどりの基本計画 2011		所沢すみどりの基本計画		国分寺緑の基本計画2011		小平すみどりの基本計画 2010		小金井市緑の基本計画		府中市緑の基本計画	
	平成11年			平成25年		平成23年		平成23年		平成23年		平成22年		平成23年		平成21年	
計画年次	平成10年	平成29年	平成30年	平成24年	平成34年	平成23年	平成32年	平成21年	平成30年	平成21年	平成42年	平成22年	平成32年	平成22年	平成32年	平成20年	平成30年
目標1：公園緑地の確保目標量 (都市計画公園緑地、条例等の公園等/人口)	14.86㎡/人※	17.31㎡/人	18.75㎡/人※	18.17㎡/人	-	-	-	-	-	-	-	5.2㎡/人	10㎡/人	-	-	-	-
市民一人当たりの都市公園面積 (都市公園面積/人口)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.04㎡/人	5㎡/人	2.7㎡/人	10㎡/人	6.6㎡/人	6.6㎡/人	7.01㎡/人	7.33㎡/人
市民一人当たりの基幹公園面積 (基幹公園面積/人口)	3.20㎡/人	3.08㎡/人	6.04㎡/人	1.50㎡/人	3.47㎡/人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
目標2：緑地の確保目標(面積、緑地率)	528.40ha※	-	534.32ha※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	39.03%※	-	39.46%※	-	-	-	-	29%	30%	21.60%	25%	-	-	-	-	25.37%	26%
緑被率	38.70%	-	-	44.50%	45.00%	31.80%	31.80%	-	-	-	-	34%	34%	33.70%	33.70%	29.68%	30%
みどり率	50.4%※ (H15)	46%※	-	-	-	-	-	-	-	25.8% (H20)	26%	-	-	-	-	39.80%	40%
人口	77,000人	85,000人	81,000人	約72,000人	約79,000人	-	-	約340,000人	約340,000人	117,954人	133,000人	182,000人	192,000人	116,451人	118,899人	245,032人	257,000人
計画対象面積	1,354ha			1,537ha		-		7,199ha	7,199ha	1,150.4ha (けやき公園含む)		2,046ha		-		2,934ha	

※東大和市の確保目標量：公園緑地等の面積は計画面積を計上している。また、広域公園の1人当たり面積は、都民1人当たり3.9㎡として計上している。

緑地率…公園緑地等の都市施設とする緑地(都市公園、条例等の公園)、制度上安定した緑地(生産緑地地区、保安林等)、社会通念上安定した緑地(社寺境内地、公開性のある施設等)の割合

緑被率…上空から見下ろした時、緑に覆われている部分の割合

みどり率…緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた区域の割合(※東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったもの)

みどりの新戦略ガイドライン(平成18年1月)

調査年度	平成12年(2000年)		平成25年調査結果(2013年)		平成37年(2015年)	
区分	区部	多摩部	区部	多摩部	区部	多摩部
みどり率	約29%	約80%	19.80%	67.10%	約29%から 約2割増	現状確保 (約80%)

東京都都市公園等区市町村別面積・人口割比率表(平成29年4月1日現在)

行政区分	東大和市	武蔵村山市	東村山市	瑞穂町	国分寺市	小平市	小金井市	府中市
一人当たり都市公園等面積	8.55㎡/人	17.62㎡/人	5.68㎡/人	36.71㎡/人	2.49㎡/人	2.71㎡/人	6.89㎡/人	7.06㎡/人
人口	84,803人	71,437人	149,703人	33,194人	124,062人	191,521人	123,143人	261,077人
面積	13.42km ²	15.32km ²	17.14km ²	16.85km ²	11.46km ²	20.51km ²	11.3km ²	29.43km ²

都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の2 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

緑の政策大綱(平成6年7月・国交省)

<目標年度：21世紀初頭>

都市公園等※は、概ね全ての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を推進するとともに、公園内の植樹面積の増加に努める。

なお、長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とする。

※都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す。

■周辺市町における保全地区等の指定の取組み

武蔵村山市
まちづくり条例で「狭山丘陵景観重点地区」及び「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」を施行。「狭山丘陵景観重点地区」の区域内において建築物の建築、色彩の変更などをするときは、「景観重点基準」への配慮が義務付けられ、事前の市への届出を行う必要がある。

埼玉県所沢市
「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」を施行し、行為の制限等や景観まちづくりに係る施策等を設定。 景観計画区域は所沢市全域とし、景観特性等により3つの景観ゾーン(住居系市街地景観ゾーン・商業系市街地景観ゾーン・農地・丘陵地景観ゾーン)に区分。ゾーンごとに「景観形成基準」を定め、景観の形成の誘導を行う。また、一定規模以上の建築物の建築等、または工作物の建設等の行為を行う者に対し、届出による規制を行う。